様式第2号(第3条関係)

誓　約　書

魚沼市長　様

　私が、この度一時使用を許可される　　　　　住宅施設等につきましては、裏面に記載されている許可条件を遵守して使用し、また、住宅一時使用の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退居いたします。

　　　　　　　　　年　　月　　日

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

申請者が未成年の場合

　　上記　　　　　　　が申請及び誓約することに同意いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　保護者　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

(裏面)

許　可　条　件

(遵守事項)

　お試し住宅等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。

　(2)　第三者に対し、お試し住宅等を転貸し、若しくは使用させ、又は第4条の規定により許可を受けた権利を譲渡しないこと。

　(3)　留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

　(4)　お試し住宅等(備付けの設備及び器具を含む。)を適切に取り扱うこと。

(5)　火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

(6)　清掃及び除雪を適宜行うこと。

(7)　ごみを適切に処理すること。

(8)　お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。

(9)　お試し住宅等の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。

(10)　その他お試し住宅等を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

　利用者は、お試し住宅等において、次に掲げる行為をしてはならない。

　(1)　寄附の募集その他これに類する行為

　(2)　事業又は営業

　(3)　興行、展示会その他これらに類する催し

　(4)　文書、図画その他の物の掲示又は配布

　(5)　政治活動又は宗教活動

　(6)　動物の飼育

　(7)　周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

　(8)　建物の建築又は工作物の設置

　(9)　前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等の使用にふさわしくない行為